

平成 25 年 4 月 12 日
内 閣 府

公共サービス改革法に基づく「消費動向調査の実査業務一式」の落札者決定に伴う契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。)に基づく民間競争入札を行った「消費動向調査の実査業務一式」については、平成 25 年 2 月 25 日に開札を行い、落札者を決定し、次のとおり契約を締結しましたので公表します。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

東京都渋谷区恵比寿 1 - 19 - 15
一般社団法人新情報センター
会長 安藤 昌弘

2 契約金額

299,985,000 円(税込)

3 消費動向調査に係る委託業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 委託業務の内容

実査準備(調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、世帯名簿の作成及び調査世帯の選定)、実査(調査の依頼及び調査票の配布・郵送、調査票の督促、回収(郵送)、礼状及び謝礼の郵送、照会対応)、調査票の審査、修正、集計

(2) 業務の実施に当たり確保されるべき質

ア 業務の適正かつ確実な履行

本調査において、一連の業務を通して各月の結果の正確性を確保するため、実施計画や、調査員の確保・指導、調査票の督促、回収(郵送)、礼状及び謝礼の郵送、照会対応、調査票の審査、修正を中心に、業務内容の各工程において、実施要項及び契約に基づき遂行することとされた業務を、適正かつ確実に履行する。

イ 目標有効回収率

上記(ア)を行った上で、調査結果の精度を確保するために、調査票の有効回収率(調査世帯として選定した世帯のうち、納入物件が納入された時点の有効回答世帯の割合)は、各月で 60%を達成することとする。

なお、各月の有効回収率が上記の目標を下回る見込みとなった場合は、直ちに内閣府と協議の上、遅滞なく、督促や代替サンプルの補充等、有効回収率の向上に係る対応策を講じること。

また、各月の調査票の返送数が 4,500 世帯を下回った際には、精算払いを行う。

4 実施期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 国に対して報告すべき事項

(1) 本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、以下のア～サについて、内閣府に報告する。

- ア 調査世帯等問い合わせ等内容報告書
- イ 内部検査報告書
- ウ 調査票提出明細書
- エ 調査状況監査結果
- オ 調査員任命報告書
- カ 消費動向調査調査単位区世帯名簿の修正・更新・重複チェックの状況
- キ 調査票の配布・回収（郵送）の状況及び有効回収率の改善に係る対応策
- ク 調査票の審査、修正・疑義照会の状況
- ケ 入力データのチェックの状況
- コ 集計（統計表）のチェックの状況
- サ 調査員訪問状況報告

(2) 内閣府は、民間事業者から報告を受けた(1)の実施結果等を基に調査・評価を行い、調査に際して、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

6 秘密を適切に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

(1) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して内閣府が開示した情報等（公知の事実を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報（電話番号、性別、年齢など、調査の結果知り得た世帯に係る個人情報）を第三者に漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(2) 業務の開始及び中止

- ア 民間事業者は、業務期間の開始日より、確実に本業務を開始しなければならない。
- イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときには、あらかじめ、内閣府の承認を受けなければならない。

(3) 公正な取り扱い

- ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- イ 民間事業者は、調査客体の取り扱いについて、自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

(4) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えること（所定の謝礼品を除く）をしてはならない。

(5) 宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、「消費動向調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受託業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が消費動向調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

- イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。
- (6) 事業の同時実施の禁止
民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。
- (7) 記録・帳簿書類
民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、実施年度ごとに翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、内閣府にその旨を報告しなければならない。
- (8) 権利の譲渡の禁止
民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- (9) 実施状況の公表
民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ内閣府の承認を受けなければならない。
- (10) 再委託
ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
ウ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で内閣府の承認を受けなければならない。
エ 民間事業者は上記イ又はウにより再委託を行う場合には、民間事業者が内閣府に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し「6 秘密を適切に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
オ 上記アからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- (11) 請負内容の変更
民間事業者及び内閣府は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。
- (12) 契約の解除等
内閣府は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
ア 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
イ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- (13) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と内閣府とが協議するものとする。

7 契約により民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 内閣府が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者の対する賠償を行ったときは、内閣府は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存する場合は、内閣府が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は内閣府に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

8 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法(平成19年法律第53号)その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

9 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

- (1) 本事業の実施にあたっては、業務ごとの責任者4名と統括責任者1名を含め15名の業務担当者を配置し、これらで構成される「消費動向調査実施本部」を設置する。実査は、調査員の管理、調査進行管理を行う「管理部」の下、東京本社・地方13支社局の担当者、及び本社直轄の17指導員を拠点とし、それぞれが管理・指導する全国336人の調査員により行う。
- (2) 各工程の実施作業フロー、作業責任者を明確にし、スケジュールに沿って着実に業務を実施する。平成25年度からの調査方法変更への対応策としては、調査員に対する説明会開催や指導の徹底、新規調査世帯への調査の依頼・調査票配布・回収の工夫などにより、各月で60%の回収率の確保、調査結果の質の維持を図る。